

津山郷土博物館だより「つはく」

# 津博

TSUHAKU

2026.02

No.127

## トピックス

- 令和7年度 ミニ企画展「お正月」を開催しました
- 令和7年度 企画展「津山の書」を開催
- 春はつやま2026企画展  
「江戸一目図屏風実物展示  
- 歙形蕙斎と同じ時代を生きた絵師たち -」
- 令和7年度 博物館協議会の開催

## 研究ノート

- 津山藩における鷹場

網澤 広貴



津山郷土博物館

Tsuyama City Museum

## 令和7年度 ミニ企画展「お正月」を開催しました

令和7年12月6日(土)から令和8年1月18日(日)までミニ企画展「お正月」を開催しました。

お正月に合わせて、令和8年の干支にちなんだ「午(馬)」の絵や、おめでたい画、馬をモチーフにした刀装具、馬術書などを展示しました。

会期中、500人を超える来館者の皆様に展示をご覧いただき、正月の雰囲気味わっていただきました。



展示風景



チラシ

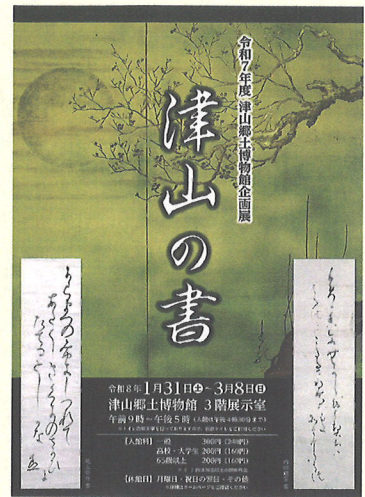
## 令和7年度 企画展「津山の書」を開催

令和8年1月31日(土)から3月8日(日)まで企画展「津山の書」を開催中です。

津山市出身で、平安の書を研究し、調和体を提唱した尾上柴舟。同じく津山市出身で、大字かな運動に邁進した内田鶴雲。津山が生んだ二人の書道家の作品を中心に展示しました。

二人の作品に合わせて、江戸時代の津山藩主の書も展示し、幕末から昭和にかけての書の歴史を辿っていただける企画展を目指しました。

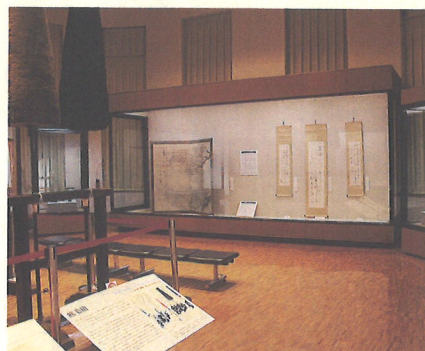
2月末現在で300人を超える皆様にご来館いただいています。



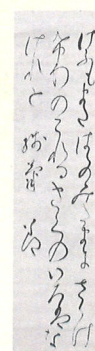
チラシ



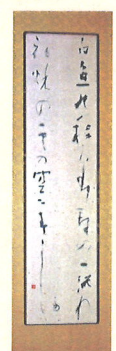
会場のようす



展示風景



柴舟書



鶴雲書

表紙写真

児島高徳像(百済市郎作)：児島高徳は鎌倉時代末期から南北朝時代にかけて活躍したとされる武将で、白桜十字詩の故事で知られています。この像は郷土博物館前庭にあり、明治32年(1899)につくられたものです。

春はつやま 2026 企画展

「江戸一目図屏風実物展示

- 鋏形蕙斎と同じ時代を生きた絵師たち -

会期 / 3月28日(土)～5月6日(水)

江戸景観図の名作「江戸一目図屏風」の作者である鋏形蕙斎は18世紀末から19世紀前期にかけて活躍した津山藩御用絵師です。企画展では、同時期に活躍した葛飾北斎や歌川広重、歌川豊国(三代)等の浮世絵や版画も併せて展示し、多彩な江戸文化を紐解きます。



「江戸一目図屏風」より花見をする人々 (津山郷土博物館蔵)



葛飾北斎筆「芍薬 カナアリ」(津山洋学資料館蔵)

令和7年度津山郷土博物館協議会の開催

去る12月23日(火)に令和7年度の津山郷土博物館協議会を開催しました。当日は全委員5名の出席をいただき、令和6年度の事業実績報告と令和7年度の事業報告、令和8年度の展示計画について事務局から説明と提案を行いました。

委員側からは、刀剣の手入れや児童生徒の来館傾向、夏休みの体験教室や社会科見学に関する質問などがあり、団体見学時の館内説明への対応や文化財行政にも有益な助言をいただきました。



協議会のようす

## 研究ノート

## 津山藩における鷹場

たかば

## はじめに

鷹場とは、将軍や大名などが設定した、鷹狩を行うための狩猟場であり、鷹の訓練や、餌の調達を行う場でもあった<sup>①</sup>。そもそも鷹狩とは猛禽類を調教し、獲物を捕える間接的な狩猟である。戦国時代以降、信長や家康らが鷹狩を好み、江戸時代に広く武士層の遊技として広まった。その後、五代将軍綱吉が一時期厳禁としたが、八代将軍吉宗により復興されている<sup>②</sup>。なお、江戸時代の鷹とは猛禽類の総称で、鷲やハヤブサなども鷹と呼称されていた。

津山藩においても、こうした鷹狩の実施と鷹場の設定は例外ではなく、史料から詳しく知ることができる。本稿では、やや煩雑となるが鷹場の範囲や規制、村との関係、鷹のあれこれなどについて具体的にみていく。

## 鷹場の範囲

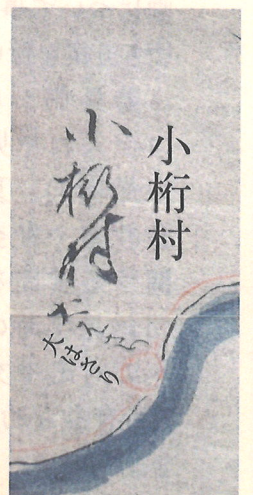
津山藩は慶長八年(一六〇三)から元禄一〇年(一六九七)まで森家が藩主を勤め、元禄一一年から松平家へと藩主が変わり明治維新を迎えている。

まずは、松平家時代の鷹場についてみていく。その範囲としては、次頁に掲載した【図1】が注目される。この図は綾部村大庄屋である多胡家の資料のうち「津山川筋御留場絵図」である。絵図は三枚あり、い

## 網澤 広貴

れも類似の絵柄であるが、より詳細で年代の判別が可能なものを掲載した(以下、絵図と呼ぶ)。「図一」には絵図の主要な線や文字を書き起こした。絵図中央には津山城下があり、吉井川や宮川などの主要河川が描かれている。そして、土地の境目を示す杭(榜示)の場所が記されている。図一ではその杭を○印で表現した。杭は全部で八七本あり、それぞれに小字名とイロハニホヘト・数字が付され、城下周辺を四角く囲っていることが分かる。これが「御留場」の範囲であろう。図一のなかに、緑色で現在の美作インター・院庄インター、そして作州街道(いわゆる大規模農道)の大まかな位置を書き入れた。杭はこれらの外側に打たれ、「御留場」は津山盆地中心部の広大な平野部一帯を覆っていた。

しかし、吉井川以南は杭がない。この場所について、絵図の付紙には「御留場 字サカイテ堰西中嶋暮田古城一方井口大谷西見通東横山荒尾谷迄村境限、但しくオビ谷龍ヶ爪近辺除」とある。「サカイテ堰西」は院庄村東部、吉井川沿いに打たれた杭である。つまりこの杭から川を渡った西側は、中島・暮田・古城・一方・井口・大谷・横山村、そしてこれらの村々と吉井川の間に位置する北村と八出村の計九ヶ村は「御留場」に



【図2】多胡家資料121内の1点(部分)。

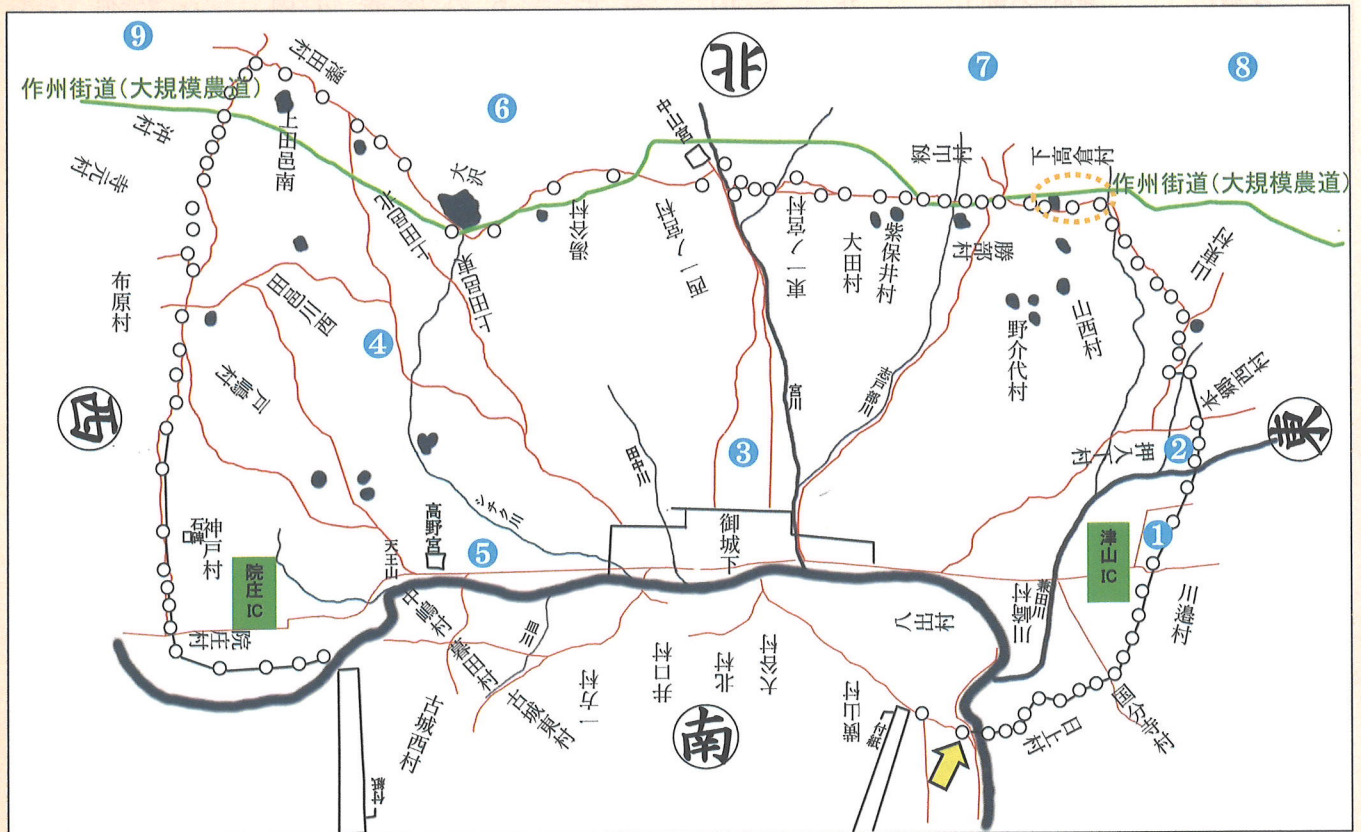
丸々含み、横山村荒尾谷の杭から東側は小桁村を一部含むという意味であろう。これらを加えると絵図が示す「御留場」に含まれるのは四五ヶ村であった。

ではこの「御留場」の範囲は何か。結論から言えば、これが鷹狩を行う鷹場である。「御留」とは領主や将軍の所有を意味する言葉で、「御留山」や「御留川」という場合には、領民の立ち入りや木々の伐採、漁労が自由にできないエリアを指す。「御留場」の場合にも、基本的には狩猟や採集の禁止区を指すが、「御留山」「御留川」を含んだ概念でもある<sup>③</sup>。

川辺村大庄屋である土居家の日記のうち文化一三年(一八一六)一月一八日条には、藩役人が「御鷹場杭」の調査を行った記事がある。役人達は小桁村の「戌ハサリ」から、国分寺村・川辺村へ北上し、綾部構のうち「京原」まで調査したという。いずれも小字であろうが、絵図の杭にそのような地名は確認できない。しかし、三枚のうち未掲載の絵図には「小桁村 犬はさり」の杭が確認できた(図二)。その場所は、図一の南部で、黄色矢印を付した杭と概ね一致している。一方「京原」は、作州街道沿



【絵図】「津山川筋御留場絵図」(多胡家資料121、津山郷土博物館蔵)、同資料番号の絵図3点のうちの1点。寛政5年(1793)作成と推定。



【図1】「津山川筋御留場絵図」を加工して作成。オレンジ色が道、紺色が河川と池、○が杭の位置。緑色で現在の作州街道・ICを示すなど適宜加工した。①～⑨は【表1】の大庄屋居住村、⑩～⑫は絵図外により未記載。

いに黄色い<sup>⑤</sup>を付けたあたりで、草加部村内にある小字である。このときの調査は、城下南の小桁村の吉井川沿岸から鴨川を遡上するように行われたことが分かる。そして、おそらく調査は「京原」から西へと続けられたと考えられる。つまり、少なくとも城下東側については、調査された「御鷹場」と絵図の「御留場」の範囲は一致している。よって、絵図の「御留場」＝鷹場であったと推定される。

一方、作成年代について絵図に記載はないが、同文書群のなかに寛政五年（一七九三）三月作成の「御留場墨引下地改帳」という史料がある。各村の庄屋が杭の位置を確認し、藩へ上申したものをまとめている。杭の位置や小字が絵図と一致していることから、絵図は寛政五年三月の作成とみてよい。未掲載の二枚の類似した絵図については年代が異なるか、掲載した絵図の下書きのようなものと考えられる。

**鷹場への規制**

津山藩の文政七年（一八二四）一月の触書で、「獵師御留場」（獵師の狩獵禁止区）の外に居住する大庄屋へ鉄砲所持の許可を出した<sup>④</sup>。これは鉄砲を取り締まるための措置である。このとき、大庄屋で「獵師御留場」の外に居住しているとされた者は【表一】の「外」を付けた者。表一の居住村の番号を図一に落とし込んだところ、触書の記載と一致した。一方、「内」を付けた「獵師御留場」内に居住しているとされた者は、⑥

【表1】大庄屋居住村と「御留場」

番号	居住村	大庄屋	居住地
①	川辺村	土居太郎右衛門	内
②	押入村	岸本佳十郎	内
③	山北村	大谷茂左衛門	内
④	田邑村	土井督左衛門	内
⑤	二宮村	立石助右衛門	内
⑥	田辺村	土居藤七	内
⑦	大篠村	安黒六郎右衛門	外
⑧	綾部村	多胡武右衛門	外
⑨	香々美中村	中島林太（多右衛門）	外
⑩	富村	広山孫左衛門	外
⑪	上河内村	近藤忠左衛門	外
⑫	目木村	福島三郎右衛門（善兵衛）	外

【出典】大庄屋の構成は「文政六癸未年十二月分限帳」（愛山文庫D1-23、津山郷土博物館蔵）より、居住村などは「大庄屋由緒」（中島家文書5、津山郷土博物館蔵）を参考とした。なお文政7年11月令には大庄屋手伝も含まれているが、表1からは省いた。

土居藤七を除いて、残らず図一の「御留場」の範囲に居住村を含む。⑥土居藤七を例外とすれば、「御留場」＝「獵師御留場」といえる。よって絵図の杭内では獵師による狩獵が禁止されていたことがわかる（土居藤七については後述）。

禁止とされた狩獵の内容については、規制内容を藩は度々触れ出している<sup>⑨</sup>。例えば、宝暦元年二月の触書には「御留場之内、威筒ニ事寄鉄砲打、或はあみ、なわ、はこ殺生停止被仰出候」とあり、そもそも威嚇を含めた発砲が禁止であり、網や縄を用いた狩獵や、箱罟も禁止であった。

その対象は、天保二年五月八日の触書には、「諸鳥類」の殺生を禁止し、特に雁や鴨を具体的に挙げている。しかし、発砲自体が禁止であるため、他の害獣を駆除することも出来なかっただろう。同じ触書では、

鉄砲が許可された者は「御留場」外において、猪や鹿、鳥類を作物を守る目的で撃つ行為のみを「格別之事」として許可している。逆にいえば「御留場」内では、害獣すら撃つことはできなかった。

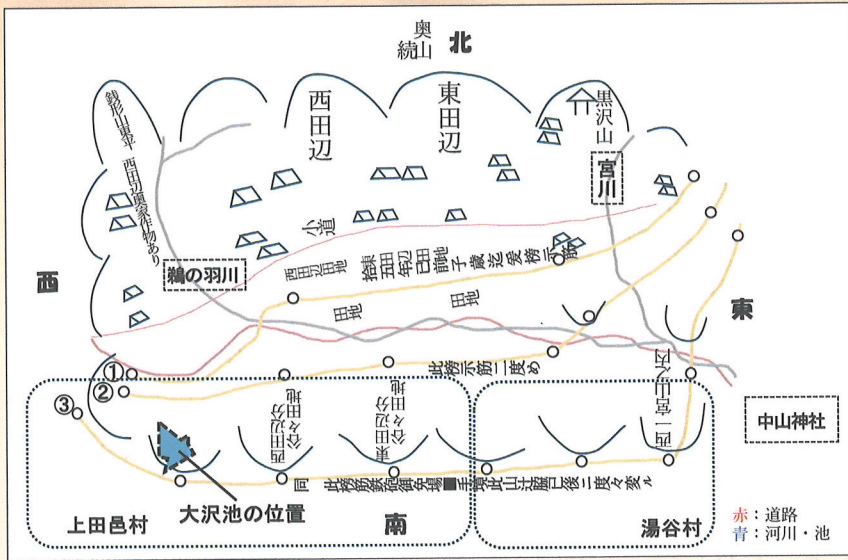
**村と鷹場**

右のような規制により、鷹場内は鷹の獲物となる鳥類や小動物が多く生息することになる。当然、こうした生き物は村々で害を引き起こすことになった。城下の北側に隣接する山北村では文政七年（一八二四）八月に雀と鳩の害害について、それぞれ歎願している<sup>⑩</sup>。雀については、おびたしい数が集まり、稲の穂が出るとすぐに食い荒らされ百姓は難儀している。獵師が村々に入り駆除することを許可して欲しいと願っている。雀は小型の鷹の主食であったため、鷹狩の重要な獲物であった。

鳩については作物を食い荒らしており、「御用」以外に鳩を飼うことを差し止めて欲しいと願っている。鳩は鷹の代表的な餌であるため、藩でも飼育しており、放鳥の際に山北村で害を引き起こしたのであろう。「御用」とは藩の用事であるため、家臣のなかには鷹を所持する者があり、私的に餌となる鳩を飼育していたものと考えておきたい。

**隠鉄砲と鷹場**

藩によって許可された鉄砲に対し、許可されていない鉄砲を隠鉄砲と呼んだ。津山藩では、隠鉄砲が摘発された場合には、その所持者を一律に領地追放としていた。し



【図3】「御留場付近絵図」(矢吹家資料十二支箱文書38-1、津山郷土博物館蔵)より作成。

かし、天保七年(一八三六)六月に江戸幕府の対応に鑑みて、制度が改変された。これ以降、隠鉄砲を所持したり撃った者は、鷹場の杭内の者は領地からの追放であるが、杭外の者は城下一里四方(城下から半径二km程の範囲)及び「構」からの追放とした。「構」は大庄屋の支配単位であることから、村を越えた居住地周辺からの追放である。このとき、杭外の者への処罰のみを軽いものへと変更したことが分かる。杭の内・外に居住するかの違いによって隠鉄砲への

処罰が異なり、杭内での隠鉄砲はより重罪であった。

### 田辺村の鷹場

ここでは森家時代の鷹場と、松平家による鷹場の設置を検討する。

松平家が藩主となって間もない宝永七年(二七一〇)、藩は城下二里四方(城下から半径四km程の範囲)を「御留場」とすることを村々に下達した。これは、前年に五代將軍綱吉が死去し、生類憐み政策が撤廃されたことで、藩は即座に鷹場を設置したものと考えられる。この下達に対し、同年八月、東西の田辺村が連名で願書を差し出している。田辺村は図一の⑥に位置し、一九世紀には土居藤七の居住村である。願書によれば、田辺村は「奥山」から山続きの村であり、鳥害が甚だしいため、「先御代」つまりは森家が藩主の時代から「御鷹場」から外され、獵師も八人いる。その当時の榜示(杭のこと)は今も残っているという。そのため、田辺村に「御留場」を設定しないで欲しいと歎願している。この歎願は絵図を伴っている。絵図の主要な部分を【図三】に示した。黄色で示されているのが、過去の「御留場」のラインでこれまでに①〜③の三つのラインがあったことが分かる。よって、森家時代にも城下を囲む一円の鷹場があったと推測される。しかしその範囲は、時期によって度々変更されていた。①には「拾五年巳前子歳迄爰榜示筋」とあり、生類憐み政策の開始年に相当する元禄九年



【図4】「野山入会論所墨引」矢吹家資料十二支箱文書二七二-二、津山郷土博物館蔵)より作成。

(二六九六)までは、田辺村の一部を含む①が「御留場」のラインであった。

五頁の絵図が作成された寛政五年段階では、おそらくこの願書・絵図の通り、田辺村を含まない③か、それに近いラインが鷹場の境目であった。しかし、これが文化四年(一八〇七)八月の段階では、①に近いラインに変更されることになる。この年、野山の利用をめぐる近隣の村々が訴訟を起こしており、その時作成された絵図が【図四】である。五頁の絵図が作成された寛政五年には杭は大沢池の南にあったが、文化四年八月には、はるか北側、田辺村と上田邑村との村境に移動している。大沢池の位置を基準に、図一・三・四を見比べると良く分かる。松平家時代にも、鷹場の範囲は適宜変更されていたことが分かる。

前述の土居藤七について、表一で示した文政七年段階は①のライン、つまり田辺村の一部が鷹場に含まれていた時期であった。よってこの時期に限り大庄屋土居藤七は、鷹場内に居住村を含むことになり、鉄砲の所持を許可されなかったであろう。

津山藩主と鷹

津山藩主は参勤交代に際して、たびたび將軍から鷹を拝領している。「森家先代実録」には「例年御暇の節ハ、上使ヲ以、御馬・御鷹・時服等拝領し給ふ也、或時十三尾の鷹拝領の事有之」とあり、江戸において將軍から津山への帰国許可を貰う場面、馬や時服とともに鷹を拝領することが慣例となっていた。また、一三尾(居)もの鷹を拝領したことがあり、タイミングや家格に応じて拝領する数は多様であった。

もちろん松平家時代にも鷹の拝領は確認でき、文政元年(一八一八)の藩主斉孝が帰国する際の大行列を描いた「拾万石御加増後初御入国御供立之図」にも、拝領した鷹が二居描かれている(【図五】)。

しかし、鷹の飼育にはそれなりの費用が必要なのであろう。藩財政が窮乏し、儉約令が出された天保年間においては、鷹の放鳥が行われている。領内にもこのことは触れ出され、天保六年(一八三五)三月一日には、「御鷹(藩主の鷹のこと)を残らず放鳥したので、見つけても届出は不要。ただし、「御鷹」と気づいたら殺すことも構うこともしてはならない、という触れが出されている<sup>⑥</sup>。天保期の儉約政策に藩が如何に真剣に取り組んだのが伝わる出来事であり、領民に対しても大



【図五】「拾万石御加増後初御入国御供立之図」(部分)  
(津山郷土博物館蔵)、鷹二据と調教師である鷹匠。

きなアピールになったことであろう。

おわりに

本稿では、まず津山藩の鷹場の範囲を特定した。図三から森家時代にも城下を囲む一円の鷹場が設定されたと考えられ、少なくとも北の境界は、現在の作州街道のあたりに設定され、松平家時代にも継承された。その背景には、田辺村が主張するように、山間地域を鷹場に設定すると獣害が甚だしいという問題がある。この北の境界は領民の訴願により度々変更されたことも明らかになった。一方、鷹場を平野部に限ることは領民への配慮であったといえるが、平野部の領民は鉄砲を使わず、獣害と戦うことを強いられたのである。

宝永七年に城下二里四方(半径4km程)が鷹場とされた背景としては、北側は山間地域との境界であるが、東・西側は城下から4km程いくと、他の大名領や幕府領が存在したことが要因であろう。

津山藩は一八世紀以降、甚だしい財政窮乏に見舞われる。平野部は、水田が造成できるため生産力が高い。にもかかわらず、津山盆地から鷹場を撤廃した形跡はない。それは、鷹狩が軍事演習や、領主と領民との交流の場としての意味を持ったことなども理由であろうが、なにより津山藩の武士が鷹狩を好んだからではないだろうか。

- ①『国史大辞典』より「鷹場」、加藤秀幸執筆。
- ②『国史大辞典』より「鷹狩」、加藤秀幸執筆。
- ③例えば、安永二年九月十五日触では「松茸山等御留場所たり共」とあり、「御留場所」のなかに松茸山(御留山)を含んでいる(『岡山県史 津山藩文書』六二九頁)。
- ④『郷中御条目』(『岡山県史 津山藩文書』六三六頁)。
- ⑤『郷中御条目』(『岡山県史 津山藩文書』六二七〜六三七頁)。
- ⑥『山北村諸願控帳』山北村資料四・二二。
- ⑦矢吹家資料十二支箱文書三八(津山郷土博物館蔵)。
- ⑧『御定書 下』のうち「二一雑之部」七。



博物館だより「つはく」  
No.127 令和8年2月28日



【編集・発行】津山郷土博物館

〒708-0022 岡山県津山市山下92  
Tel (0868) 22-4567 Fax (0868) 23-9874  
E-mail tsu-haku@tv.tn.ne.jp

【印刷】有限会社 弘文社

入館のご案内

【開館時間】午前9:00～午後5:00

【休館日】毎週月曜日・祝日の翌日



ホームページ



Facebook

年末年始(12月29日～1月3日)・その他

【入館料】一般…300円(30人以上の団体の場合240円)

高校・大学生…200円(30人以上の団体の場合160円)

65歳以上…200円(30人以上の団体の場合160円)

中学生以下・障害者手帳を提示された方は入館料が無料です